

公 示

中運局公示 第 136 号

令和 6 年 2 月定期海技士国家試験の合格者を下記のとおり発表する。

令和 6 年 3 月 5 日

中 部 運 輸 局 長

発表内容	試験地
筆 記 (筆記試験のみを受験申請した者に限る)	名古屋市

<海技士(航海)>

種 別	合 格 者 受 験 番 号				
一級海技士 (航海)	1005	1006	1027	1207	以下余白
二級海技士 (航海)	1101	1108	1113	1120	1201
	1207	以下余白			

◎筆記合格の有効期間

15年（合格した日から受験する試験開始期日まで）

注：「受験者無」は、筆記試験の受験者がいない場合を指します。

「該当者無」は、合格者がいない場合を指します。

<海技士(機 関)>

種 別	合 格 者 受 験 番 号				
	一級海技士 (機 関)	1001	1004	1006	1015
以下余白					
二級海技士 (機 関)	1111	1113	1115	1135	1140
	1201	1202	以下余白		
内燃機関 二級海技士 (機 関)	3102	以下余白			

◎筆記合格の有効期間

15年（合格した日から受験する試験開始期日まで）

注：「受験者無」は、筆記試験の受験者がいない場合を指します。

「該当者無」は、合格者がいない場合を指します。

科目合格者

※筆記試験のみを受験申請した者に限る

<海技士(航海)>

種別及び 受験番号	合格科目				種別及び 受験番号	合格科目			
一級海技士(航海)	航海	運用	法規	英語	一級海技士(航海)	航海	運用	法規	英語
1008	合格	—	—	—	1014	—	—	—	合格
1010	合格	—	—	—	1024	—	合格	—	—
1011	合格	—	—	合格	1025	—	—	合格	合格
1013	合格	—	—	合格	以下余白				
二級海技士(航海)	航海	運用	法規	英語	二級海技士(航海)	航海	運用	法規	英語
1104	—	—	—	合格	1128	—	—	—	合格
1105	—	—	—	合格	1129	—	—	—	合格
1107	—	—	—	合格	1135	—	合格	—	—
1115	—	—	—	合格	1137	—	—	合格	合格
1117	合格	合格	合格	—	1206	合格	—	合格	—
1121	—	—	—	合格	1401	—	—	合格	—
1122	—	—	—	合格	以下余白				
1123	—	—	合格	—					

◎科目合格の有効期間

3年（合格した試験開始日から受験する試験開始日前まで）

注：「受験者無」は、筆記試験の受験者がいない場合を指します。

「該当者無」は、合格者がいない場合を指します。

科目合格者

※筆記試験のみを受験申請した者に限る

<海技士(機関)>

種別及び 受験番号	合格科目				種別及び 受験番号	合格科目			
一級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務		機(一)	機(二)	機(三)	執務
1002	合格	-	-	-	1014	合格	-	-	-
1003	-	合格	合格	合格	1202	-	-	合格	-
1007	-	-	-	合格	以下余白				
1010	-	合格	-	-					
二級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務	二級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務
1103	合格	-	-	-	1126	合格	-	-	-
1104	-	-	-	合格	1127	-	-	-	合格
1107	-	合格	-	-	1136	-	-	合格	-
1108	合格	-	-	-	1137	合格	-	-	-
1112	合格	-	-	-	1138	-	-	合格	-
1119	-	-	-	合格	1139	-	合格	-	-
1120	-	-	合格	-	以下余白				
1122	合格	-	-	-					
内燃機関 二級海技士(機関)	機(一)	機(二)	機(三)	執務		機(一)	機(二)	機(三)	執務
3103	-	-	合格	-	以下余白				

◎科目合格の有効期間

3年(合格した試験開始日から受験する試験開始日前まで)

注:「受験者無」は、筆記試験の受験者がいない場合を指します。

「該当者無」は、合格者がいない場合を指します。